

## 建築士事務所の登録について

一級、二級、木造建築士又はこれらのものを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務等を行うことを業としようとするときは、登録を受ける必要があります。（建築士法第 23 条）

- ・登録有効期間は登録日から 5 年間です。（建築士法第 23 条第 2 項）
- ・更新手続きは、有効期限満了 30 日前迄に申請してください。（建築士法施工規則第 18 条）
- ・新規又は更新の申請書は添付書類も含めて正・副 2 部作成してください。
- ・登録手続き完了後、申請書の副本を登録事務所へご返送いたします。

\*\*\*申請書類への押印は令和 3 年 4 月 1 日より廃止されました\*\*\*\*\*

建築士住所等の届出は  
建築士会へご提出ください。

### ■申請に必要な書類について <正・副 2 部（副本はコピー可）提出>

- ①申請書(建築士法施行規則第 20 条関係 第 5 号書式) \*\*\*\*\* 第一面  
申請書・所属建築士名簿 \*\*\*\*\* 第二面  
申請書・役員名簿 【法人のみ添付】 \*\*\*\*\* 第三面

#### ②添付書類

##### ●個人の場合

- ・業務概要書【 第 6 号書式 添付書類(イ) 】
- ・略歴書【 登録申請者 添付書類(ロ) 】
- ・略歴書【 管理建築士 添付書類(ロ) 】  
(※登録申請者と管理建築士が同じ場合は 1 枚で可)
- ・誓約書【 添付書類(ハ) 】
- ・管理建築士の建築士免許証の写し（含む建築士免許証明書）
- ・管理建築士講習の修了証の写し(建築士法第 24 条第 2 項に規定する講習)
- ・退職証明書等(離職票、健康保険資格喪失証明書等でも可)  
(管理建築士となる者が申請前 6 ヶ月以内に他の職場等離職している場合)

##### ●法人の場合（上記個人添付書類に加え）

- ・定款の写し

「**＜原本証明＞**」コピーした定款の最終余白ページに「この写しは原本のとおりであることを証明します」と記述し、証明日・法人名・代表役職名・代表者氏名を記入してください。

- ・商業登記簿謄本(原本) 申請前 3 ヶ月以内のもの※注意※ 定款及び登記の事業目的欄：建築士事務所の業務内容の記述が必要。

#### ③委任状(代理申請の場合) <社員の場合は不要>

■登録手数料■ 愛媛県手数料条例第2条に定める額

令和元年10月1日手数料条例改正後の金額

(一級) 18,000円 (二級・木造) 13,000円

払込受領証の原本を申請書(副本)の第二面に貼り付けてください。

登録通知書発行時に、払込受領証原本もお返しいたします。

■振込先■ (※払込手数料はご負担ください)

指定口座 (郵便局・ゆうちょ銀行)

口座番号 : 01600-3-76581

口座名称 : 一般社団法人愛媛県建築士事務所協会

(フリガナ) : イッパソシャダソホジソ エヒケンケンカジジ ムシヨキョウカイ

\*\*\* 他金融機関からの振込用口座番号 \*\*\*

一六九(イチロクキュウ)店(169) 当座 0076581

■提出先・問い合わせ先

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

(協会へのアクセスはホームページを参照ください)

Tel 089-945-5200 Fax 089-945-5318

なお、申請書類は窓口持参又は[受取確認のできる方法](#)でご提出ください。

管理建築士の専任性について

建築士事務所は、専任の建築士が管理しなければなりません。

同一の管理建築士が2つ以上の建築士事務所を管理することはできませんのでご注意ください。

必要に応じて専任性を求める誓約書の提出を求める場合があります。

例)開設者と管理建築士が同一で、登録申請者の法人所在地と別に建築士事務所がある場合。